

会議録（平成28年度第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成28年9月12日（月） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第602会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員、山崎委員、
吉永委員
（県建設部）山田建設部技監、建設企画課主幹、都市整備課主幹、道路建設課主幹、
公営住宅課長 他
（県農林水産部）農林検査課 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ① 平成28年度 事業評価監視委員会の予定(変更)について
 - ② 第4回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ③ 第2回委員会 会議録の確認について
 - ④ 第2回委員会 審議事業の修正評価書の確認について
【再 評 価】街路事業
 - ⑤ 第2回委員会 審議事業の修正評価書の確認について
【再 評 価】公営住宅等整備事業
 - ⑥ 県営住宅の事業概要について
 - ⑦ 対象事業の審議
【再 評 価】公営住宅等整備事業、道路事業
【事後評価】道路事業
 - ⑧ その他
 - (3)閉 会

1 平成28年度 事業評価監視委員会の予定(変更)について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 第4回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第4回の対象事業は、「事前評価」が道路事業の4件、「再評価」が道路事業の11件と都市公園事業の2件で合計17件である。

「事前評価」について、「一般国道419号 四郷拡幅」は、2車線から都市計画道路の幅に合わせた4車線に拡幅する事業で、事業区間1.3kmの概ね半分で、土地区画整理事業により道路用地が確保されているとともに、残りの区間の大半は、都市計画道路の計画線に配慮して工業団地が隣接していることから、用地交渉の課題がほとんどなく、また、事業規模自体も比較的小さいことから、事業を進めるうえでの課題が少ない事業のため抽出しない。それ以外は、「事前評価」は「再評価」に優先して抽出する方針に従い、「一般国道473号 月バイパス」「東三河環状線」「名古屋岡崎線」の3事業を抽出する。

「再評価」は、事業種別のバランスを考慮して、道路事業と都市公園事業の両事業から抽出する。道路事業の11路線では、過去に審議がされておらず、事業進捗率が低い「瀬戸大府東海線」「春日井各務原線」「名古屋岡崎線」を抽出する。

「長篠東栄線」は、過去に審議がされておらず、進捗率が48%とやや低い事業だが、来年度には、事業区間の半分で供用開始の予定があるなど、事業推進が図られていることから抽出外とする。また、「一般国道420号 足助バイパス」は、平成23年度に再評価を実施しているものの、事業進捗率が5%と低く、事業期間も今回8年間の延期を予定していることから抽出する。それ以外の、「一般国道155号 村中拡幅」と「西中山越戸停車場線」は、過去に審議済みであり、事業も順調に進んでいるため除外する。残りの「瀬戸設楽線」「名古屋津島線」「広久手八草線」「東三河環状線」は、進捗率が高く、事業も順調に進んでいることから除外する。

都市公園事業では、2事業とも過去に審議済みであるが、事業の進捗率が44%と低く、事業完了時期が平成39年度と今後の事業期間が長い「油ヶ淵水辺公園」を抽出する。

以上、「事前評価」から3件、「再評価」から5件の合計8件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

3 第2回委員会 会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

4 第2回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

都市整備課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

5 第2回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

公営住宅課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

6 県営住宅の事業概要について

公営住宅課から県営住宅の事業概要を説明。

[委員] 未利用地の活用方法について、高齢者福祉施設だけでなく、土地の確保が難しい保育園、学童など子育て支援施設、障がい者福祉施設なども対象に広げていくと良い。縦割り行政でなく、他の部署とも一緒になって検討していくと、費用対効果では測れない定性的な効果が見込まれる。

[県] 保育園などの子育て支援施設、福祉全般としてのデイサービス施設等の活用事例はある。余剰地活用の検討にあたっては、まず県の他事業での有効活用を検討し、次に市町村に意見を聞きながら活用方法を検討している。

[委員] 県営住宅の年度別建設戸数を見ると、今後いつまでも建替を繰り返すのではないかと思われてしまうため、現在建て替えているものの長寿命化も含めて、この先の建替戸数の推移を今後示していけるとよい。

[県] 今後は戸数の精査を行ったうえで、老朽化住宅の建て替えを進めることで、当面の間は、管理戸数が徐々に減っていくことになる。

[委員] 今は先の需要が見えてこないが、建て替えを平準化していった先の数値が、今後の需要も踏まえて見えてくると良い。

[委員] 今回、県営住宅の事業概要を説明してもらい個別の事業を進める背景となる考え方を理解することが出来た。今後こうしたデータを更新し、有効に活用しながら説明をしていただきたい。

7 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1) 公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：原山台住宅7丁目

公営住宅課から説明。

[委員] 評価調書の「未着手又は長期化の理由」について、建替事業全般の説明になっているため、個別事業の具体的な理由を記述するとともに、記載された文章により状況が分かるように修正すること。

[県] ご指摘を踏まえ評価調書を修正する。

[委員] 余剰地活用による便益とは何か。

[県] 県営住宅の建て替えで使用しない余剰地の面積に評価額をかけて期待される便益としている。

[委員] その余剰地を民間に売却せずに、愛知県による他事業で活用する場合は便益として加算されないのか。

[県] 愛知県の他事業で活用した場合でも、公営住宅事業としては、土地を手放すことになるため、このような算出方法としている。

[委員] 福祉施設など福祉事業者は財政上の問題から土地購入に費用をかけられないが、そうした事業に土地を提供した場合でも、支援の意義は大きいため、定性的な評価をすべきだと考えるがどうか。

[県] 今後B/Cの値が厳しい事例があれば、改めて定性的な評価を加えることもあるが、現段階では余剰地を考慮しなくても評価基準を超えているため、このような考え方としている。

[結論] 原山台住宅7丁目の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

(2) 道路事業

①道路事業：一般県道岐阜稲沢線（新濃尾大橋）の審議

道路建設課から説明。
特に意見無し。

[結論] 一般県道羽島稲沢線（新濃尾大橋）の対応方針（案）について了承する。

②道路事業：一般県道善師野西北野線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業の進捗状況及び見込みをA判定としているが、用地補償もまだ半分しか進んでいない状況であるが、A判定とした理由は何か。

[県] 用地補償については、先行予算を活用し、県の土地開発公社が一時的に先行取得をしており、先行取得を加えた用地進捗率は約99%であるため、A判定としている。調書上の進捗率は、先行予算を考慮しない予算執行額をベースとしているため、進捗率が小さい値となっている。

[委員] 先行取得を踏まえた状況を調書に記載し、実態の進捗状況が分かるようにすべきではないか。

[県] 先行予算を活用して用地取得している場合は、実態の進捗状況が分かるように調書上で記載する。

[委員] 用地が確保できると2～3年で工事完了する箇所が多いと思われるが、この路線は平成35年度まで事業期間が必要となるのか。

[県] 道路事業の予算が全体的に厳しいことと、本路線は先行予算を活用した用地の再取得などもあるため、事業期間を平成35年度まで見込んでいる。

[委員] 再評価調書（案）のⅡ評価①事業の必要性の変化について、道路の混雑度のみだとわかりにくい。交通量の変化等を記載すべきではないか。

[県] ご意見の通り、事業採択時や再評価時における交通量を追記する。

[委員] 事業目標がどれも定型的であるので、個別路線の事業目標をもう少し具体的に記載した方がわかりやすい。

[県] 事業目標については、建設部方針の項目で整理しているため、記述の変更は行わないが、事業のあらましの項目において、個別路線の事業目標を具体的に記載する。

[結論] 一般県道善師野西北野線の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

③道路事業：主要地方道岐阜稲沢線 西尾張 IC の審議

道路建設課から説明。

[委員] 新設される西尾張 IC の南側にある交差点（南高井交差点）は、主要渋滞箇所とされているが、この道路の整備により更に交通量が増えて、渋滞が激しくなるのではないか。

[県] この道路の整備により、一宮西 IC を挟んだ 2 箇所の主要渋滞箇所は、渋滞の緩和が見込まれるが、ご指摘の交差点の渋滞解消には寄与しない。主要渋滞箇所は県内には数多くあり、1つの事業で全ての箇所を無くすことはできないと考えている。渋滞対策の協議会もあるので、本事業だけではなく、他事業も含め、複合的に対応を検討していきたい。

[委員] 整備効果（走行時間短縮）において、稲沢市役所を起点としている理由は何か。

[県] 本事業区間の南に位置する代表的な公共施設として、稲沢市役所を選定している。

[委員] 再評価調書（案）Ⅱ①事業の必要性の変化の地震・津波対策の強化に関する記述において、「向上すること」となっているので修正すること。

[県] 誤字であるため、修正する。

[結論] 主要地方道岐阜稲沢線西尾張 IC の対応方針（案）について了承する。

④道路事業：主要地方道岐阜稲沢線 名鉄尾西線苅安賀高架の審議

道路建設課から説明。

特に意見無し。

[結論] 主要地方道岐阜稲沢線（名鉄尾西線苅安賀高架）の対応方針（案）について了承する。

⑤道路事業：主要地方道西尾幡豆線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 用地の進捗状況はどれくらい進んでいるのか。

[県] 先行予算を活用し用地取得を行っており、先行取得を考慮すると全体面積の94%を取得している。市道との交差部の用地が一部残っているが、本線部は全て取得済みである。

[委員] これまでの事業を見ていると、用地進捗率が高くても、用地難航者などがいて進まないことがある。本事業の場合、残りの地権者の見込みはどうか。

[県] ご指摘のとおりで、用地進捗率のみで、事業が順調に進んでいるかどうかを判断することは難しいと思う。この路線について言えば、残りの地権者で目立って反対されている方もいないので、順調に事業が進むと見込んでいる。

[委員] 進捗状況の事業費において計画と実績とあるが、計画通り進んだのか。

[県] 愛知県において、事業評価制度が拡充され本格的に始まったのが平成23年度からであり、本事業を開始した昭和63年頃は、明確な完了年度が設定されていなかった。今回の事業評価において、最新の計画に基づき完了予定年度を設定させていただいた。

[委員] 再評価調書（案）のⅡ評価②事業の進捗状況および見込みにおいて、過去の事業評価監視委員会で審議されていないならば、誤解が生じないように、過年度の計画値を記載しないようにすること。

[事務局] これまでの事業評価監視委員会で審議されていない事業については、過年度の計画値を空欄（斜線）とする。

[結論] 主要地方道西尾幡豆線の対応方針（案）について了承する。

⑥道路事業：主要地方道岡崎足助線の審議

道路建設課から説明。

特に意見無し。

[結論] 主要地方道岡崎足助線の対応方針（案）について了承する。

【事後評価の審議】

(1) 道路事業

①道路事業：一般県道名古屋豊山稲沢線

道路建設課から説明。

[委員] 事後評価調書（案）ではアンケートを基本としているが、交通安全対策に関する定量的な変化は計測していないのか。

[県] 交通事故に関するデータは、一定期間を経ないとデータが拾えないことや、警察でも物損事故や自損事故のような軽い事故はデータとして整理していないことから、定量的に示すことは難しい。

[委員] 事後評価では、事前評価や再評価のようにB/Cは算出して評価しないのか。

[県] 事後評価では算出しないこととなっている。

[委員] 事後評価調書（案）の「対応方針（案）」において、事業計画や方法などの他に、事業プロセスも重要なファクターとなるので、「同種事業に反映すべき事項」に、事業プロセスの記載を加えるべきではないか。

[県] ご意見のとおり修正する。

[結論] 一般県道名古屋豊山稲沢線の対応方針（案）については、事後評価調書を修正するという条件付きで了承する。

以上